

## 議案第 37 号

### 天理市、山添村、川西町、三宅町及び田原本町一般廃棄物の処理事務委託に関する規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第2項の規定により、天理市、山添村、川西町、三宅町及び田原本町一般廃棄物の処理事務委託に関する規約を変更することについて、同条第3項において準用する同法第252条の2第3項の規定により、議会の議決を求める。

平成25年3月5日提出

天理市長 南 佳 策

### 天理市、山添村、川西町、三宅町及び田原本町一般廃棄物の処理事務委託に関する規約の一部を変更する規約

天理市、山添村、川西町、三宅町及び田原本町一般廃棄物の処理事務委託に関する規約（昭和47年10月天理市告示第21号）の一部を次のように変更する。

第2条第1項第1号中「収集、運搬及び」を削り、同項第3号中「粗大ごみ」を「焼却灰」に改める。

第3条中「天理市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和47年3月天理市条例第3号）及び同施行規則（昭和47年3月天理市規則第3号）」を「天理市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例（平成25年3月天理市条例第号）」

及び天理市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例施行規則（平成25年3月天理市規則第号）」に改める。

#### 附 則

この規約は、平成25年4月1日から施行する。